

# 市 体 育 施 設 版

## 目次

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 1. 本手引きについて      | ……P.2 |
| 2. 使用できる施設・照明使用料 | ……P.2 |
| 3. 使用上の注意        | ……P.3 |
| 4. 使用について        | ……P.4 |
| 5. 使用の変更・中止について  | ……P.7 |
| 6. 窓口について        | ……P.7 |
| 7. 緊急時の対応について    | ……P.8 |



## 1. 本手引きについて

市の体育館や武道場等は矢板市が所有している公有財産ですので、施設を使用する際には使用申請と教育委員会による許可が必要です。

本冊子は体育施設の利用について、利用申込等に関する流れをまとめ、円滑にご利用いただくための手引きとして作成いたしました。

利用者の皆様、関係者の皆様で運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

## 2. 使用できる施設

体育施設名	時間	申請先
矢板市体育館	9：00～22：00	矢板市国体・スポーツ局 0287-43-6218 (生涯学習課取次扱)
矢板市武道場		
矢板市弓道場		
日新体育館	9：00～21：30	矢板市施設管理公社 0287-43-4620
長井体育館		
上伊佐野体育館		
矢板運動公園相撲場		
日新多目的グラウンド	8：00～17：00	
泉運動場		
緑新スタジアム YAITA (矢板運動公園陸上競技場)		
矢板運動公園サッカー場		
矢板運動公園野球場		
矢板運動公園テニスコート	9：00～21：00	
住まいのおたすけ隊大進電気グラウンド (矢板運動公園多目的グラウンド)		
片岡運動場	9：00～21：30	
片岡トレーニングセンター		

矢板市体育施設設置及び管理条例第3条関係

### 3. 使用上の注意

各団体が気持ちよく施設を使用することができるように、使用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

1. 下履きと上履きを区別し、上履きのまま外へ出ないでください。また、下履きのまま上がらないでください。
2. 施設内については全面禁煙です。敷地外で喫煙される場合は、必ず吸殻を持ち帰るようになしてください。
3. 備品は大切に使用してください。使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
4. 使用後は必ず後片付け・清掃を必ず行ってください。
5. 使用後はすべての窓や玄関が施錠されているか確認してください。
6. 電気・水道等の節約にご協力ください。
7. 使用時間は準備片づけ等全て含めた時間です。余裕をもって終了し、後片付けを行ってください。
8. ゴミ等は各自持ち帰ってください。
9. 幼児等の行動については、保護者が責任を持ってください。
10. 利用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は使用団体で対応してください。
11. 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
12. 使用中に建造物・設備・その他の器具等を破損・紛失した場合は、生涯学習課へすみやかにご連絡ください。（故意・過失の程度によっては全額負担していただきます）
13. 室内用ボール以外の使用は禁止です。また、金属バッドの使用、サッカー、フットサルも禁止です。
14. 使用しない場合（使用のキャンセル）は、国体・スポーツ局へすみやかにご連絡ください。
15. 団体が管理する施設の鍵を紛失した場合は、すみやかに国体・スポーツ局へご連絡ください。
16. 火気の使用は禁止です。
17. 使用後は必ず照明を消してください。
18. 市の行事、施設・設備の状況等により、急遽、利用の中止をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 4. 使用について（矢板市公共施設予約システム）

### （1）使用者登録

施設を使うためには、個人または団体の使用者登録が必要です。市教育委員会に申請書を提出してください。登録後は、インターネット上の予約システムから、施設の空き状況の確認、仮予約、仮予約の変更・取り消しができるようになります。なお、中学生以下が使用を希望する場合は保護者が登録、申請を行ってください。

※電話で空き状況の確認はできますが、予約は受け付けておりません。

対象	申請期間
専用使用	3か月前の1日から使用の3日前まで
部分使用	1か月前の1日から使用の3日前まで
定期使用登録団体	3か月前の1日～前月22日まで

### （2）使用申請、使用料の支払い

予約システムで仮予約後、3日前までに窓口で使用申請し、使用料をお支払いください。使用料は前払いです。支払い後、使用許可書と領収書を受け取ってください。

### （3）中学生以下、高校生の使用料について

中学生以下及び高校生の使用料は下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、市内の小中高生であることが分かるものの提示を求める場合があります。

市外であっても「塩谷広域圏スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定書」が有効である限り、さくら市、塩谷町、高根沢町の方は矢板市民と同様の扱いとなります。

	使用料	照明料	備考
市内中学生以下	無料	全額	指導者その他管理者がいない場合は使用できません。
市内高校生	半額	全額	学生証を提示してください。
市外中学生以下・高校生	全額	全額	さくら市、塩谷町、高根沢町の方は矢板市民と同様の扱いとなります。

### （4）中学生以下の使用時における指導者その他管理者について

中学生以下の体育施設の使用料は無料となっていますが、指導者その他管理者がつかなくてはなりません。この場合、実際に体育施設を競技で使用しない付添いの方（その他管理者）1名については使用料を減免とします。中学生以下の人に対し、指導をしたり、同様に競技をしたりしている場合は通常どおり使用料が発生します。

(5) 鍵の貸出

使用の3日前から生涯学習館内国体・スポーツ局窓口にて鍵が借りられます。開館時間はP.11をご覧ください。

※生涯学習館が休館の日（祝日・年末年始等）は貸出できません。該当の日に使用する団体は必ず事前に鍵を借りてください。

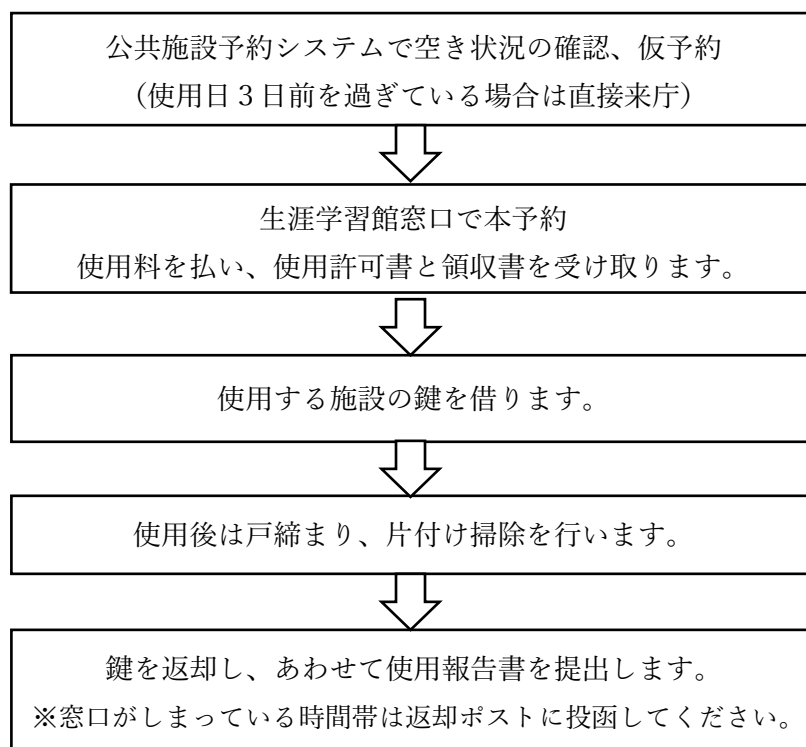
(6) 使用日当日

許可を得た時間は準備・片づけを含めたものです。P.3の使用上の注意を熟読のうえ、使用後は施錠、モップがけ等原状回復に努めてください。また、団体の荷物は都度持ち帰ってください。

(7) 使用実績報告書の提出

施設の使用後は鍵と合わせて報告書を提出してください。窓口が閉まっている場合は、鍵の返却ポストに投函してください。

定期利用登録団体の場合は、翌々月の申請時に当月分の報告書を提出してください。報告書の提出が無い団体は予約を受け付けることができません。



(8) 減免使用申請について

体育施設は受益者負担を原則として使用料をいただいておりますが、条例規則および矢板市体育施設の使用料における減免基準に定める範囲内で減免になる場合があります。

**(照明料はいかなる場合も減免になりません)**

減免を希望する団体は次の書類を提出し、教育委員会の審査・許可を受けてください。  
なお、全ての申請が減免を受けられるとは限りません。

提出書類（様式は生涯学習館窓口にあります。）

(ア) 矢板市体育施設使用料減免申請書

(イ) 団体の会則、要項など活動内容がわかるもの

(ウ) 会員名簿

(エ) 指導者名簿

(オ) その他教育委員会が必要と認めた資料等

※書類に不備がある場合には、承認に時間がかかることがありますので、よく確認の上ご提出ください。

※定期使用団体に登録している場合には、(ア) (エ) のみご提出ください。

参考

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則

(使用料の減免)

第7条 条例第10条第3号に規定する使用料の減免は次のとおりとする。

(1) 国又は県が主催する行事に使用するときで、教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用料（照明設備の使用料を除く。）の2分の1を減額する。

(2) 矢板市体育団体その他公共団体が使用するとき、使用料（照明設備の使用料を除く。）の2分の1を減額する。

(3) 社会教育団体その他公共的団体が使用するとき、使用料（照明設備の使用料を除く。）の2分の1を減額する。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が時に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

## 5. 使用の変更・中止について

使用の変更・中止をされる場合は、すみやかに国体・スポーツ局にご連絡ください。

### (1) 使用料の還付について

すでに使用料をお支払いただいている場合は、下記のとおりの対応となります。

変更・中止理由等	還付額	備考
1日～当日のキャンセル	還付無し	使用したものとします
2日前までのキャンセル	半額	翌月申請時に振替が可能です
施設の都合によるもの	全額	災害時、警報発令時など

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則第8条（平成17年教委規則第4号）

### (2) 振替について

2日前までに申し出があった場合等、同一施設、同一団体の使用に限り別日に振替をすることができます。ただし、振替は翌月の申請時にすべて消化するものとし、それ以降の振替はできません。他に使用を希望する方のためにも、早めの連絡をお願いいたします。

### (3) 還付のながれ

使用料の還付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

- (ア) 体育施設使用取消（変更）申請書
- (イ) 体育施設使用料還付申請書
- (ウ) 体育施設使用許可書の写し
- (エ) 領収書の写し

教育委員会で審査を行い、体育施設使用料還付決定（却下）通知書を送付いたします。

## 6. 窓口について

申請窓口は生涯学習館内国体・スポーツ局となっております。

下記の時間は開館しており申請等受付けておりますが、土日は日直の対応となるため、ご相談等ある場合は事前にご連絡をいただければと思います。大型連休、年末年始は休館日にご注意ください。

**開館時間：火・水・木・金 8：30～19：00**

**月・土・日 8：30～17：00**

**祝日・年末年始 休館**

## 7. 緊急時の対応について

事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて対処してください。

参加者の安全確保を第一とし、怪我人等がいる場合は応急処置を行う、119番をする等の対応をしてください。

また日頃から緊急時の対応について団体内で話し合いの場を持ち、適切な初期対応をとれるよう努めてください。

物損してしまった場合、または発見した場合は後に使う方の安全のためにも、程度に関わらず国体・スポーツ局へ必ず連絡してください。

制作・発行

矢板市教育委員会事務局国体・スポーツ局

〒329-2165 矢板市矢板 106-2

Tel 0287-43-6218 (生涯学習課取次扱)

Fax 0287-43-4436

e-mail [sports@city.yaita.tochigi.jp](mailto:sports@city.yaita.tochigi.jp)